

北部大阪都市計画上野町地区地区計画（茨木市決定）

都市計画上野町地区地区計画を次のように決定する。

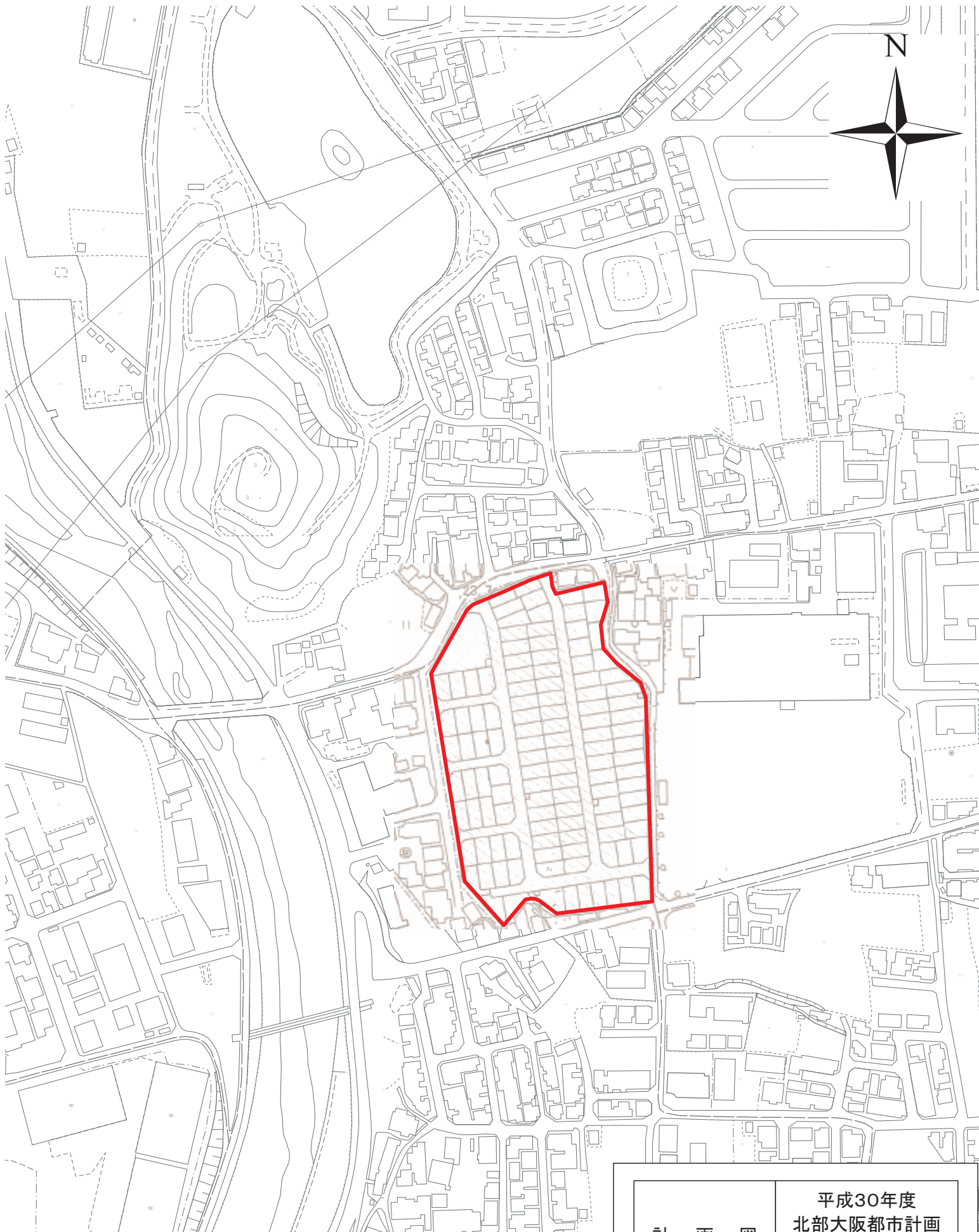
1. 地区計画の方針


名	称	上野町地区地区計画
位	置	茨木市上野町地内
面	積	約1.5ha
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、茨木市の中心市街地の北約2.5kmに位置し、周辺には都市計画公園耳原公園があり、住宅地が広がっている。また、市立耳原小学校、北中学校からも近く、計画地北側は西国街道と面している。</p> <p>このような状況の下で、市街地開発が計画された当該地区において、建築物等の誘導を行い、周辺環境と調和のとれた住環境の形成と保全を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>地区全体を、低層住宅地として計画的な開発を誘導し、まちなみにも配慮した住環境の形成と保全を図る。</p> <p>また、区域内の緑化に努め、緑豊かでゆとりと潤いのある戸建て住宅地としての土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none">1. 建築物の用途および高さの制限を行うことにより、良好な居住環境の形成・保全を図る。2. 垣、さくの構造等の制限により、安全性を保持し緑豊かな街区景観の維持・向上を図る。

2. 地区整備計画

地 区 整 備 計 画 事 項	建 築 物	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの (3) 診療所及び診療所兼用住宅（患者の収容施設があるものを除く。） (4) 集会所（近隣住民の集会の用に供するものに限る。） (5) 前各号に附属する自動車車庫
	等 に 関 す る	建築物の敷地面積の最低限度	100平方メートル
	事 項	建築物の高さの最高限度	10メートル
	事 項	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくは、生垣あるいはネットフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。 ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 高さが0.6メートル以下のもの (2) 門又は門柱 (3) 門の袖でその長さが2.0メートル以下のもの

「地区計画及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」



凡 例	
	地区計画区域及び 地区整備計画区域

計 画 図	平成30年度 北部大阪都市計画 地区計画の決定 (茨木市決定)
s = 1 / 2, 500	